

測量、調査設計等の業務委託の入札における 低入札価格調査制度について

第1 入札参加者の皆様へ

1 概要

山形県では、建設工事関連業務委託（業務の種類が測量、地質調査（環境調査を含む。）、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントであるものをいう。）の指名競争入札のうち、設計金額が1,000万円以上（試行的に、県土整備部及び各総合支庁建設部発注の案件については、3,000万円以上又は総合評価落札方式）及び総合評価落札方式のものについて低入札価格調査制度を導入しています。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づき、一定の価格を下回る入札があった場合には、その入札価格で適正な業務の履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度です。一定の価格（以下「調査基準価格」という。）とは、入札ごとに県があらかじめ定める価格です。

調査制度の詳細な内容は以下のとおりとなります。調査手続きなどに注意が必要なので、よく確認の上、入札に参加してください。

2 調査基準価格の算定

調査基準価格は、次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額としています。

ただし、その額が入札書比較価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあつては、入札書比較価格に設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が入札書比較価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあつては、入札書比較価格に設定下限の割合を乗じて得た額とします。

また、入札に付する業務委託が複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について次表に準じて算定した額を合計した額とします。

業務等の性質上これにより難しいものについては、契約ごとに10分の7から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とします。

なお、設計書の単価適用日が令和3年10月1日以降の案件から、調査基準価格に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。

入札者用●測量、調査設計等の業務委託の入札における低入札価格調査制度について

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
イ 測量業務	(イ)直接測量費の額	10分の9	10分の7
	(ロ)諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(ハ)測量調査費の額		
ロ 地質調査業務	(イ)直接調査費の額	10分の9	10分の7
	(ロ)間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ハ)諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(ニ)解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分についてハの土木コンサルタントの算出基礎を適用する。		
ハ 土木コンサルタント	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)直接経費の額		
	(ハ)その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		
ニ 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	(ハ)特別経費の額		
	(ニ)諸経費相当額に10分の7を乗じて得た額		
ホ 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)直接経費の額		
	(ハ)その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
へ 建設工事の積算 基準を準用して設 計する業務委託	(イ)直接作業費の額に10分の9.7を乗じて得た額	10分の9.5	10分の7.5
	(ロ)共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額		
	(ハ)現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額		

ただし、土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定に当たって山形県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合は、次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額とします。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
土木コンサルタント 及び 補償関係コンサル タント（工事損失調査 業務を含む。）	(イ)直接業務費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	(ハ)諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の7を乗じて得た額		

第2 調査の内容

1 失格数値基準

基準価格を下回る入札が発生した場合、発注機関は、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったすべての入札者に対し、開札日の翌日（翌日が日曜日など閉庁日のときは、その翌日）5時までに積算内訳書の提出を求め、提出された積算内訳書に基づき「数値的判断」を実施します。

具体的には、業務の種類ごとに調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている各経費の額のいずれかが、当該経費の積算額に経費の区分ごとに次表に記載の率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格となります。（失格数値基準の適用項目については、別添「建設工事関連業務委託の調査基準価格及び失格数値基準の適用項目」を参照してください。）

また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合（積算内訳書の合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎に失格数値基準の算定ができない場合も含む）も同様に失格となりますので、御注意ください。

業務の種類	経費の区分	率
(1) 測量業務	イ 直接測量費	85%
	ロ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額	55%
	ハ 測量調査費	85%
(2) 調査業務	イ 直接調査費	80%
	ロ 間接調査費	80%
	ハ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額	55%
	ニ 解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について次号を適用する。	
(3) 土木コンサルタント	イ 直接人件費	95%
	ロ 直接経費	95%
	ハ その他原価	90%
	ニ 一般管理費等	35%
(4) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）	イ 直接人件費	95%
	ロ 技術経費	65%
	ハ 諸経費相当額	65%
(5) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	イ 直接人件費	95%
	ロ 直接経費	95%
	ハ その他原価	90%
	ニ 一般管理費等	35%

業務の種類	経費の区分	率
(6) 建設工事の積算 基準を準用して設 計する業務委託	イ 直接作業費	85%
	ロ 共通仮設費相当額	85%
	ハ 現場管理費相当額	85%
	ニ 一般管理費等	60%

ただし、土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定に当たって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合は、業務の種類ごとに調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている各経費の額のいずれかが、当該経費の県積算額に経費の区分ごとに次表に記載の率を乗じて得た額に満たない場合に失格とします。

業務の種類	経費の区分	率
土木コンサルタント 及び 補償関係コンサル タント	イ 直接人件費	95%
	ロ 技術経費	65%
	ハ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額	65%

判定の結果、失格とならない者のうちに最低価格入札者がある場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格とならない者（以下「対象者」という。）に対し、詳細な低入札価格調査の実施通知を行います。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければなりません。（明らかに調査を受ける意思もなく辞退した場合は、指名停止その他の必要な措置を講じることになります。）

2 主な低入札価格調査の項目

(1) 入札価格の積算内容の妥当性

- イ 積算内訳の確認
- ロ 違算の有無
- ハ 直接人件費及び工数の妥当性
- ニ 発注業務仕様（県積算）との整合性
- ホ 業務計画書との整合性

(2) 業務計画等の妥当性

- イ 業務計画書の妥当性（発注業務仕様との整合性）
- ロ 担当技術者の妥当性
 - (イ) 担当技術者の資格及び経験の適合性

- (ロ) 担当技術者の業務実施能力
- ハ 従業員配置計画の妥当性
- ニ 外注計画の妥当性
- (3) その他の履行能力
 - イ 業務履行実績
 - ロ 信用状況
- (4) その他必要な事項

3 調査方法

(1) 履行能力調査票の審査

対象者に履行能力調査票（以下「調査票」という。）の作成及び提出をしていただき、その内容を審査します。

調査票の作成については、「履行能力調査票の記入要領」を参照してください。

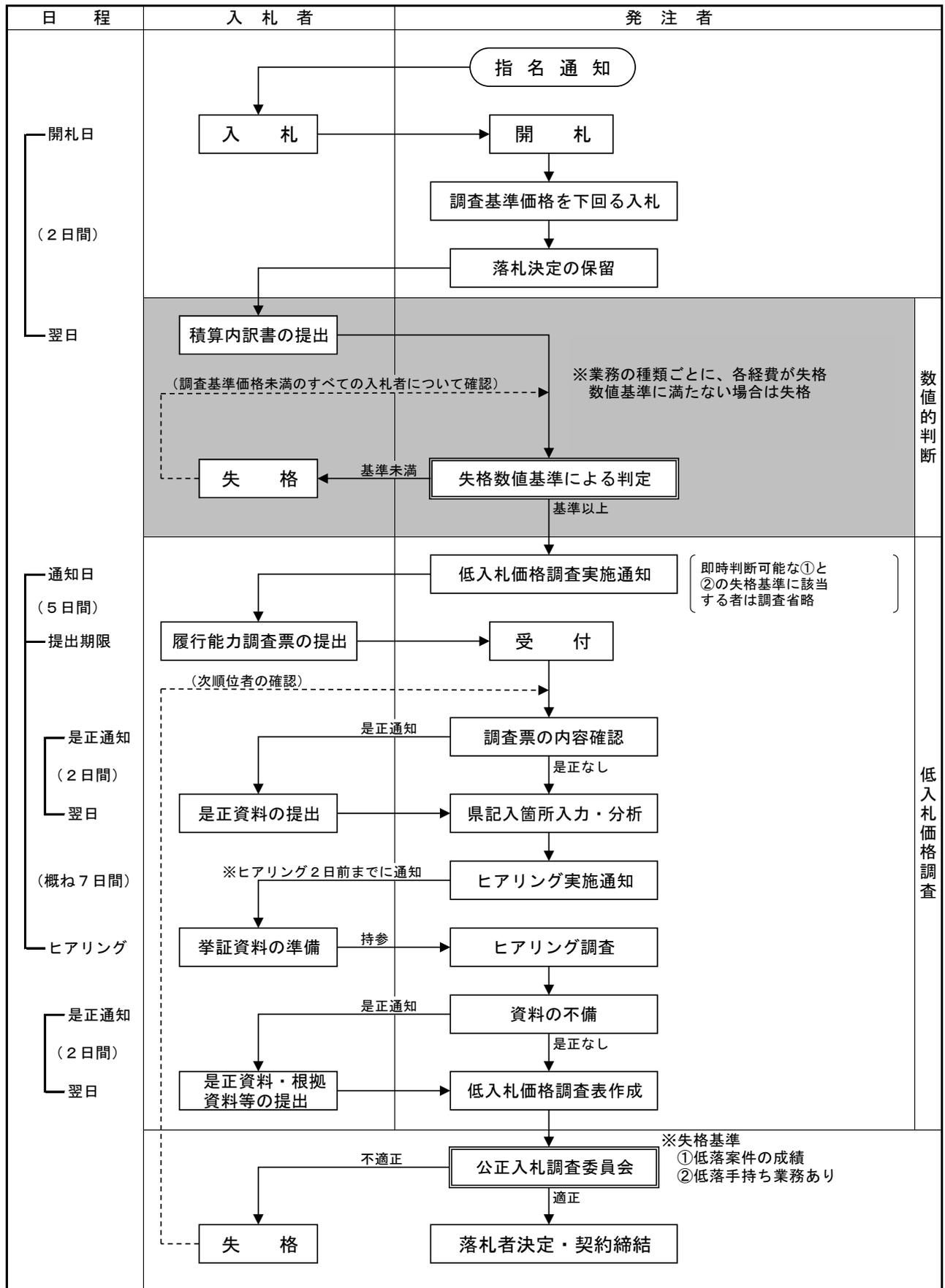
(2) ヒアリング調査

「調査票」の内容について、聞き取り調査を行います。聞き取り調査では、調査票に示された積算内容・業務計画で低価格（＝入札金額）での業務履行が可能であるとすする根拠資料を提出（又は提示）していただきます。

第3 調査手順

調査手順の流れと基本的なスケジュールは次のとおりとなります。提出期限などが厳密に定められておりますので、入札前に全体の流れを十分把握してください。

低入札価格調査制度フロー図（建設工事関連業務委託）



【調査手順に関する留意事項】

（調査票の提出について）

調査票の提出は、低入札価格調査の実施通知日を第1日とし、閉庁日を含めた5日目の午後5時が提出期限となります。

提出した調査票やヒアリング調査に関して是正を通知された場合には、是正内容の提出期限は通知日（通知文の日付）の翌日の午後5時となります。

いずれの場合も、提出期限が土曜日や日曜日などの閉庁日に当たる場合は、その翌日（月曜日など）が提出期限となります。なお、提出期限の延長は一切ありませんので注意してください。

全ての提出物は、直接持参となります。（代理人による持参は認めますが、郵送や宅配便による提出は認めません。）

（ヒアリング調査の実施について）

ヒアリング通知は、実施日の2日前までに通知されることとなります。最低価格入札者の場合は、原則として、調査票提出後概ね7日以内にヒアリングが行われることとなりますので、準備を整えておいてください。

提出された調査票の不備やヒアリング調査において計上費用等の不適正が判明した場合の是正通知は、一度しか行われません。是正した内容に不備がある場合には、是正されない取扱いとなります。

ヒアリング通知で指定された確認資料をヒアリング時に提示できない場合には、是正の通知は行われません。指定された確認資料を提示できない場合は、根拠書類が提示されない取扱いとなります。なお、持参を忘れた場合、ヒアリング終了までの間にヒアリング会場へ資料を届けさせることは認めます。

第4 判断基準

調査票の審査とヒアリング調査により、次の判断基準に該当する対象者は、落札決定を受けることができません。

判断基準に該当するかどうかを確認するため、ヒアリング調査時に調査票の積算内容を挙証できる書類を提示していただきます。挙証できる書類が提示できなかった場合や提示された書類が常識的な範囲を逸脱している場合には、原則として失格となります。

計上費用等に不適正な点があれば是正を求めますが、**是正の結果、各経費の計上額が変わり、失格数値基準に該当することになったときも失格となります。**

また、判断基準の中には、詳しい調査をするまでもなく対象者が該当することが明白になるものもありますが、こうした場合には、調査票の審査やヒアリング調査の実施を省略することがあります。

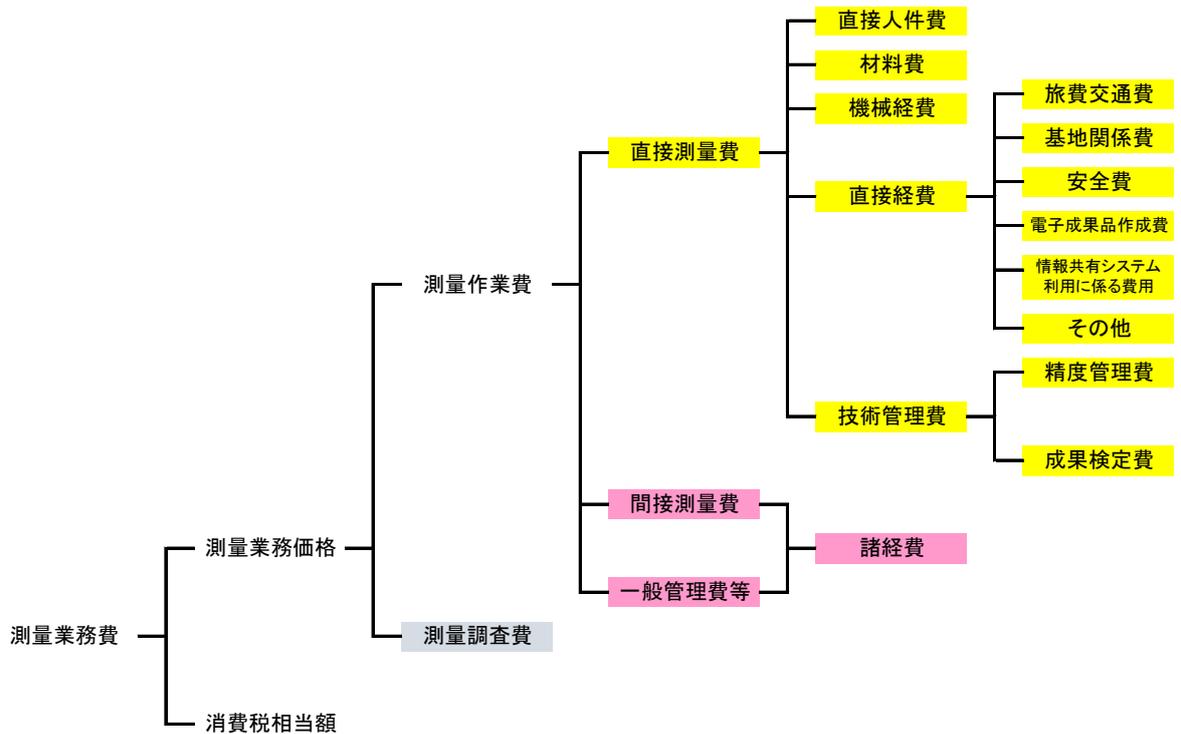
【低入札価格調査の判断基準】

- (1) 対象者が調査に応じないとき又は調査資料を指定期日までに提出しないとき。
- (2) 対象者に契約の意思がないことを確認したとき。
- (3) 対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。
- (4) 業務の履行に必要な経費が入札金額を超えるとき。
- (5) 対象者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した建設工事等関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。
 - ロ 山形県が発注した建設工事関連業務委託（平成21年1月26日以降に発注した案件に限る。）のうちに、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。
 - ハ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

建設工事関連業務委託の調査基準価格及び失格数値基準の適用項目

建設工事関連業務委託における調査基準価格及び失格数値基準の適用項目は下記のとおりです。

(1) 測量業務費の構成



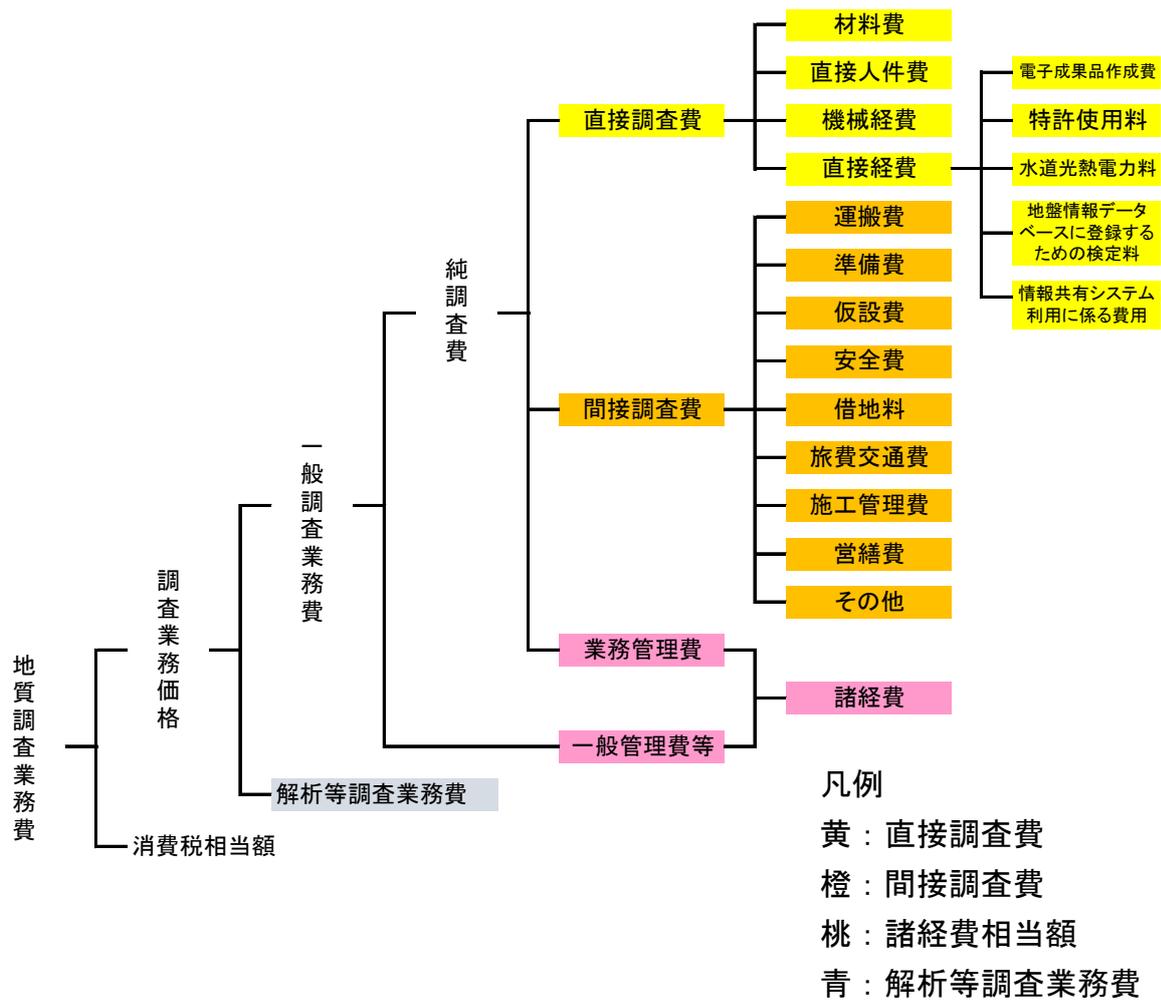
凡例

黄：直接測量費

青：測量調査費

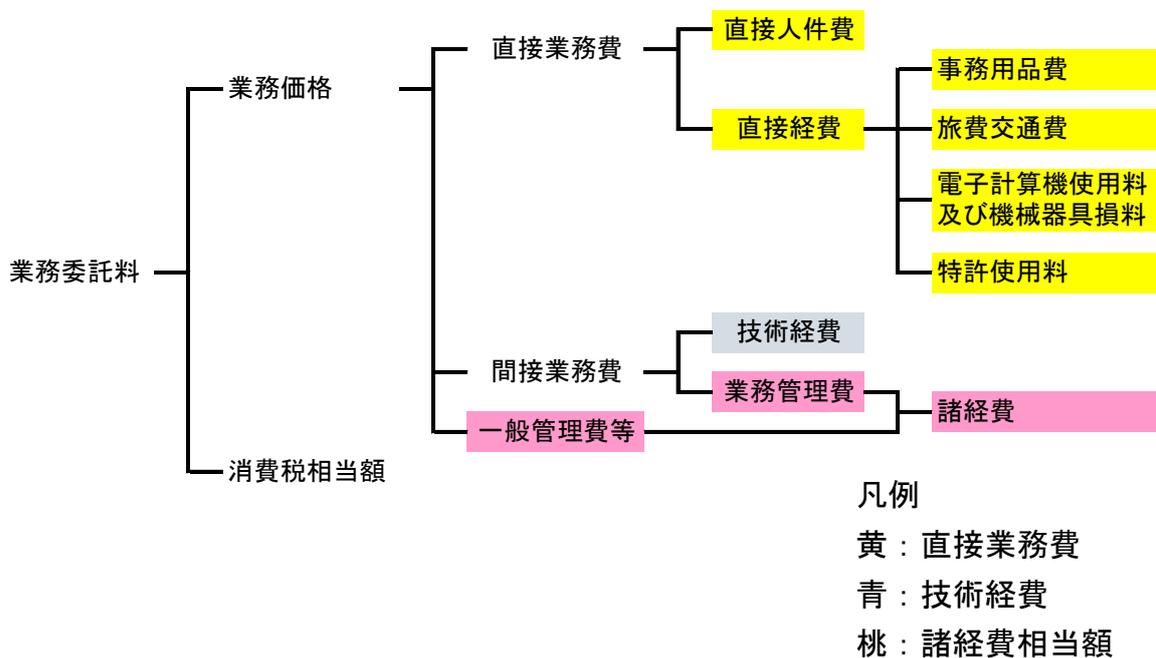
桃：諸経費相当額

(2) 地質調査業務費の構成

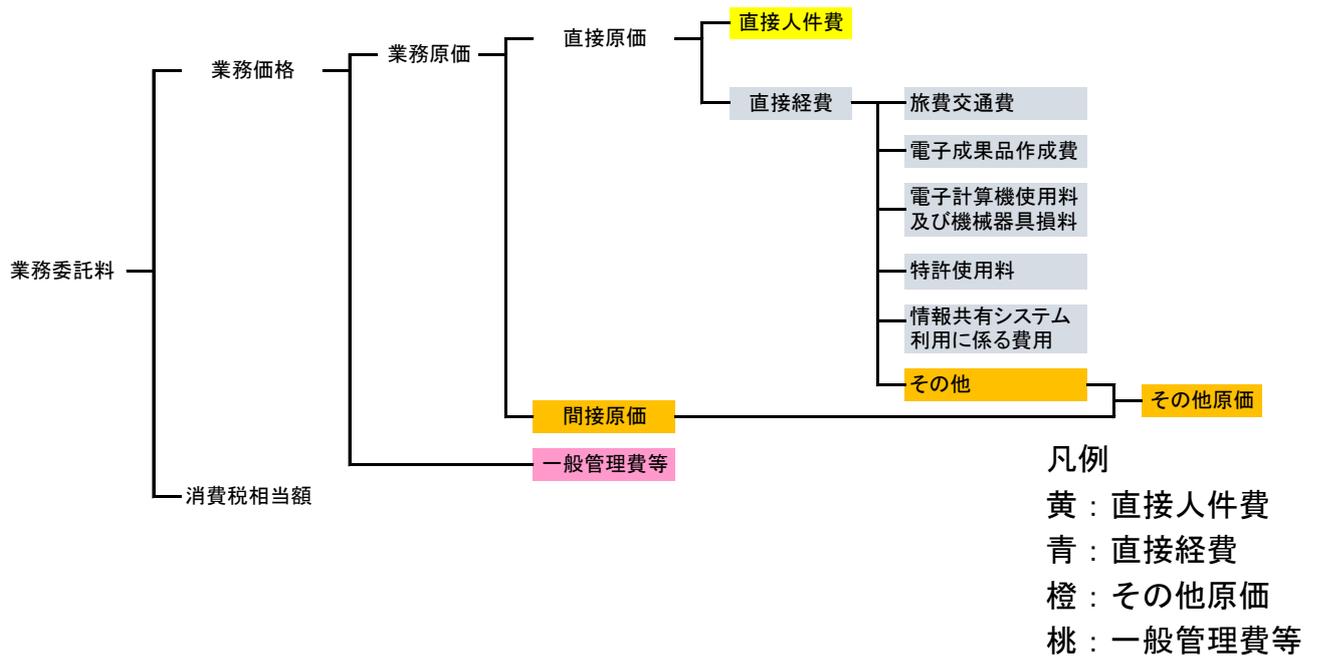


3) 設計業務等（土木コンサル・補償コンサル・建築コンサル）業務委託料の構成

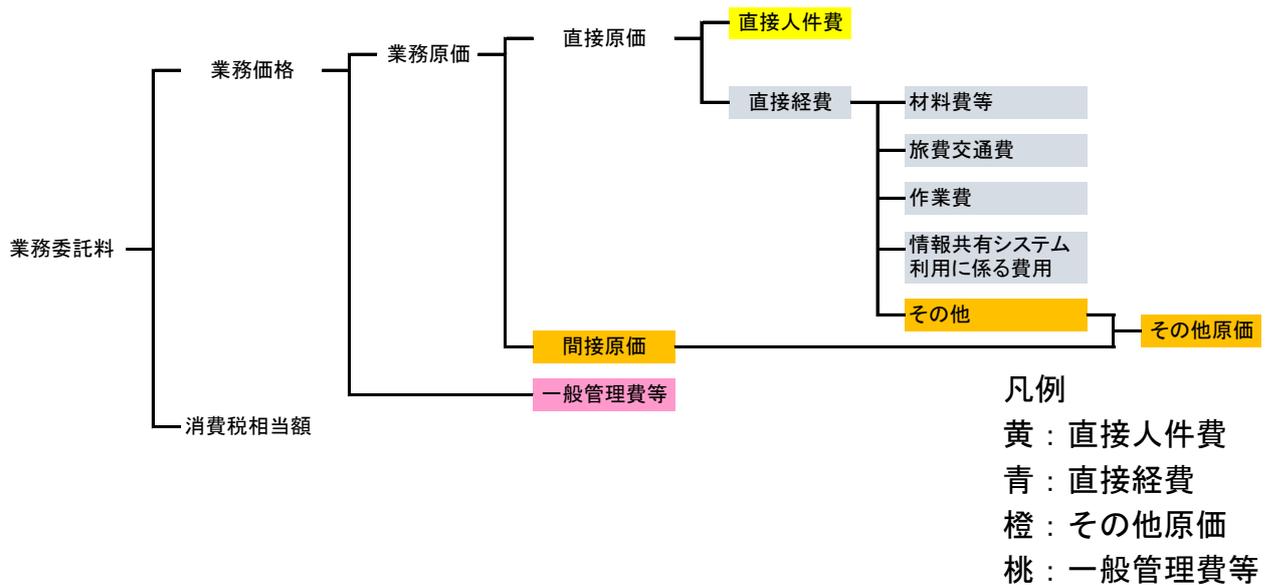
① 土木コンサルタント・補償関係コンサルタント



② 土木コンサルタント（県土整備部設計業務等積算基準による場合）



③ 補償関係コンサルタント（県土整備部設計業務等積算基準による場合）



④ 建築物の設計及び工事監理

